

# 東かがわ市 災害時のごみの出し方

## その1 ごみの分別

災害が発生すると災害廃棄物が発生します。

災害廃棄物は生活ごみと一緒に処理することができません。

**生活ごみと災害廃棄物は必ず分別して出してください。**

## その2 ごみの出し方

災害後数日以内にごみの収集を再開する予定です。再開されるまでは家の中で保管してください。

ごみの収集は優先順位の高い生活ごみから収集を再開します。

ごみを道路脇に出してしまうと、緊急車両等の通行の妨げになるので、指定された場所に出してください。

ごみの種類	ごみの出し方
生活ごみ	ごみステーション
災害廃棄物	仮置場
不燃ごみ、資源ごみ	市の指示があるまで分別して家で一次保管

## 仮置場について

仮置場候補地は市内にある公園等の市有地を選定します。実際に開設される仮置場については、市の情報を確認してください。

**災害時には非常に多くのごみが発生します。災害時のごみ処理のスムーズに行うためには、ごみの分別が重要になってきます。日頃から、ごみの減量・分別を意識して生活しましょう。**

## その3 災害廃棄物の分別

仮置場へ持ち込む災害廃棄物は、品目ごとに分別してください。

(通常の粗大ごみは仮置場に持ち込みできません。直接大内クリーンセンターに持ち込んでください。)

### 災害廃棄物の分別

- テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫
- その他の家電
- 金属類（自転車、アルミ製窓枠等）
- 処理困難物（タイヤ等）
- 有害物、危険物
- ガラス、陶磁器類
- 家具等の木質廃棄物
- 罂
- コンクリートがら
- がれき等
- 木くず



出典:災害廃棄物処理フォトチャンネル([http://kouikishori.env.go.jp/photo\\_channel/h30\\_suigai/search/](http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/h30_suigai/search/))